

## 英語におけるモダリティーについて

安井 稔

0. 問題点 英語のモダリティーを示す語、特に、法の助動詞 (modal auxiliary) の用法には、よく分からない点がいろいろある。どうして分かりにくいかという、モダリティーという概念と結びついている表現形式が一般にもっている分かりにくさに加えて、複雑さを増す他の因子がさらにからんでいることが多いからである。法の助動詞に対する我々の理解を混乱させやすい点を、いくつか略述しておくことにしよう。まず、次の(1)の文は、通例、「許可」を示すものとされる。

(1) You may go.

けれども、(1)の発話を行う人は、許可を意図しているとは限らない。「命令」を意図していることがあるからである。形は平叙文で、しかも、通例は「許可」を示す形の文が、「命令」を表していることになる。文の形式的な文法形態と、言語行為との間におけるずれは、(2)のような文の場合、なおいっそう明らかである。

(2) (a) Would you be willing to take out the garbage?

(b) Could you take out the garbage?

(c) May I ask you to take out the garbage?

(d) Can you take out the garbage?

これらは、いずれも、文法的には疑問文であるが、情報を求めているのではなく、依頼 (request) を表しているものである。いずれも法の助動詞を含んでいるが、「ごみを外に出してほしい」と思っているときなら、だれにどれを用いてもよいというのではない。いずれも依頼を表している表現であることには変わりがないけれども、(a)は相手の「好意」に、(b)と(d)とは「能力」に、(c)はお願いをしてよい状況の存在に、それぞれ、焦点を置いた表現である。

法の助動詞には、いろいろの意味があって、あいまいであることがある。(3)

の文は、ジョンが立ち去ることが許されているという意味にも、ジョンが立ち去るといふのはありうるという意味にも解釈することができる。

(3) John may leave tomorrow.

これら二つの意味、すなわち、「許可」の意味と「可能性」の意味とは、どういふ関係になっているのであろうか。

許可の意味の may は、(3) の場合、(4) のような疑問文にしても、許可を表す。

(4) May John leave tomorrow? (ジョンは明日出発してもよろしいですか。)

が、(4) と同じような形をしていても、(5) は許可を表すのではない。

(5) May I have the ashtray? (灰皿をとっていただけませんか。)

(4) に対して、次の (6) のように答えることはありうるが、(5) に対して、単に (6) のように答えるだけでは、明らかに不適切である。

(6) Yes, he may. / Yes, you may.

(5) は、情報を求めているのではなくて、依頼であるからである。(4) と (5) との違いが表面的な構造における主語の違いに帰せられる違いであることは明らかである。<sup>1</sup> が、一般に、法の助動詞と、その表面的な主語との関係はどうなっているのであろうか。

法の助動詞のあとに not がきているとき、その not とは、法の助動詞を打ち消している場合もあり、後にくる動詞を打ち消している場合もある。

(7) (a) He may not know.

(知らないことがありうる。知らないかもしれない。)

(b) You may not come. (来ることが許されない。来てはいけない。)

(7a) は、意味上、not が助動詞と結びついていない例であり、(7b) は、not が助動詞と結びついている例である。同様に、次の (8a) は、意味上、not が助動詞と結びついていない例で、(8b) は、not が助動詞と結びついている例である。

(8) (a) You must not go.

(行かないことを義務としてもっている。行ってはならない。)

(b) You can not swim. (泳ぐということができない。)

<sup>1</sup> Cf. Chomsky (1972), p. 193.

一般に、法の助動詞の後に **not** があると、どういう場合に、それは助動詞と結びつき、どういう場合に、結びつかないのか。

法の助動詞の後に完了形や進行形がくると、そうでない場合にはあいまいである文も、あいまいでなくなるという例が多くみられる。例えば、(3) は、あいまいであったが、完了形を用いている (9a) と、進行形を用いている (9b) とは、通例、あいまいではない。

(9) (a) **John may have left yesterday.**  
(ジョンは昨日出発したのかもしれない。)

(b) **John may be leaving tomorrow.**  
(ジョンは明日出発ということであるかもしれない。)

いずれも、可能性を表しており、許可の意味を表すことはない。どうしてであるのか。

法の助動詞には、未来形や過去形がないので、未来の文脈や過去の分脈では、迂言形が用いられるという。しかし、**can** と **be able to** とは、全く等価であるわけではない。**must** と **have to** との間にも、かなり重要な意味上の差がある。例えば、次の (10) についてみることにしよう。

(10) (a) **Mary has to be back by ten.**  
(メアリーは、10時までに帰っていなければならないことになっています。)

(b) **Mary must be back by ten.**  
(メアリーは、10時までに帰っていなければいけません。)

(10a) は、例えば、寄宿舎の門限が10時であるから、というようなときに用いる。話し手は、10時までに帰ることに必ずしも賛成していなくてもよい。客観的な門限という決まりがあるということであるにすぎない。(10b) は、10時までの帰宅に、話し手自身が賛成している場合に用いる。父親が、娘のメアリーに関して、例えば、女の子は夜遅くまで外出してはべきではないとか、10時にはいここが家へくることになっているからとかいう理由で、10時前の帰宅を求めているような場合である。(10a) は、いわば、冷たく、(10b) は、人間臭いといったところがある。それはどうしてであるのか。

法の助動詞は、意味上、相互排他的であるとは限らない。例えば、次の(11)の(a)と(b)とは、意味上、かなりの部分が重なっているとしなければならぬ。

(11) (a) **It may rain tomorrow.** (明日は降るかもしれない。)

(b) *It might rain tomorrow.*

(明日は、ひよっとすると降るかもしれない。)

(11a) は、空模様、風の吹き具合など、「明日は雨かもしれない」という判断の材料が少しある場合に用い、(11b) のほうは、例えば、「多分雨になるまいが、万が一降るようなことになる」といけないから、今日のうちに庭仕事をやってしまっておこう」というような場合に用いる。(11a) も (11b) も、日本語では、通例、「明日は雨が降るかもしれない」のような形で表され、一対一の対応形で、*may* と *might* の違いを訳し分ける方式はないと思われる。その限りで、英語におけるモダリティの表現は、日本語におけるよりも、分化しており、ニュアンスの理解は、それだけ、困難度が大きくなっているといつてよい。

このことは、次の (12) の (a) と (b) の場合、さらに明らかであるかもしれない。

(11) (a) *Prices can go up again.* (また物価が上がるかもしれない。)(b) *Prices may go up again.* (また物価が上がるかもしれない。)

(11a) の場合は、(11b) に比べ、いわば、突き放した感じがある。物価再上昇の兆しが特に目につくというわけではなく、一般論として、物価というものは、上がったたり下がったりしてきたし、これからもそういうことはありうると思われ、今回もまた、上がるということはある、といった意味である。(11b) の場合は、物価再上昇を占う材料がいくつかある場合に、つまり、証拠となる場面的状況が眼前にある場合に、用いられる形である。(10) の場合にしても、(11) の場合にしても、それらを一般化する原則はないのであろうか。

以上のような点が、法の助動詞の用法をむずかしくしているすべてではない。*may* には、通例、「可能性」と「許可」という意味があるとされるが、それら二つの意味の間には、関係があるのかないのかという問題もあり、外の法助動詞についても同様なことが言える。法の助動詞に置かれる強勢と意味との関係も、われわれ外国人には、苦手の部分である。これらすべてのことを本稿で、もうら的に扱うことはできない。けれども、できるだけ原理的に、できるだけ一般化の可能な形で考察してゆきたいと思う。

1. 従来の研究 法の助動詞を扱っている文献は、極めて多い。比較的最近のものだけでも、Chomsky (1972), Diver (1964), Ehrman (1966), Halliday (1970), Huddleston (1969), Joos (1964), Leech (1971), Ōta (1972), Palmer

(1965), Quirk, *et al* (1972) などがある。これらのうち、法の助動詞を中心的な問題としているものが四つあり、その中では、Halliday (1970) と Ōta (1972) が特に優れている。Diver (1964) は的外れの発言が多く、Ehrman (1966) は締まらない印象を与える。一方、Joos (1964) には、法助動詞を自分で作ったプロクステースの寝床に無理やりに押し込んだというところがあり、イギリス学派の Leech (1971), Palmer (1965), Quirk, *et al.* (1972) には、言語事実の多様性があって、一般性のほうに欠けるうらみがあるように思われる。本稿の叙述は、用例やその解釈に関しては、これらの著書や論文に負うところがあるが、大きなわく組みとしては、Halliday (1970) に準拠しており、その知見を参考にしているところが多い。

2. モダリティーとは何か モダリティー (modality) というのは、自らが述べていることが、どれだけ公算をもっているかということに関する話者の評価、査定を示すものであり、客観的な事実世界からの距離を示すものである。逆に言えば、モダリティーを示す表現を用いることによって、客観的な事実世界との距離が埋められ、モダリティーを含む発話全体は、現実世界の仲間入りができることになるのである。

文からモダリティーを除いた部分を、命題内容 (propositional content) と呼ぶことにすると、モダリティーによって示されるのは、命題内容が、そのまま事実として承認されるというのではなく、命題内容の承認に但し書きがあるということである。もし少し細かに言うと、モダリティーというのは、命題内容と現実との関係を、話し手がどのような心の傾斜をもって捕えているかということである。心の傾斜というのは、例えば、現実と命題内容との距離がゼロであると考えているのか、いないのかということ、ゼロであると考えているなら、モダリティーを含まない形が用いられ、ゼロでないと考えているなら、モダリティーを含む形が用いられ、その場合には、「確実なもの」として捕えているのか、「ありそうなこと」、「不可能ではないこと」、「不可能なこと」として捕らえているのかというようなことが問題となってくる。

このように、モダリティーというものが、発話行為の中に話し手が自らを投げ入れ、命題内容の、事実との距離とか、現実世界の「住人」としての資格などに対する話し手自身の判断、コメントを付け加えるものであるなら、それを表現する形式は、法の助動詞に限られるわけのものではない (→ §3)。もう少し視点を広げると、モダリティーという現象は、話し手が、自分の話している

内容を、どういうものとして相手に受け取ってもらいたいと考えているか、ということ指定しているもので、そうなれば、話し手の、自分の話に対するコメントは、なにも、モダリティーに限られているわけのものでもないことになってくる。

例えば、いわゆる遂行動詞 (performative verb) というのは、「私のこの発話を...と取れ」という指定を明示的に示しているものであるとみることができ (Feldman, 1974, p. 156)。I promise (declare, state, ask, command) that... などの形は、that 以下の内容を「約束(言明、声明、疑問、命令)として取れ」ということである。それらは、自分の発話の、相手に対する関係ともいべきものを、話し手が規定し、記述しているものである。I promise to come. のような形を取っている場合、話し手の考えている命題内容と、その受け取られ方を指定している部分とは、表面的な形を見る限り、不分明であるが、意味上は、I promise that I will come. と等価であり、二つの部分から成っていると考えられる (Searle, 1970, p. 30)。

相手に対して、「私のこの発話は...と取れ」という指定がなされるのは、常に明示的な形をとって行われるというわけでもない。(12) を、ちょっと、みることにしよう。

(12) (a) 'What was that?'

(b) He asked what that was.

(12a) の話し手が、その発話を「問いかけ」として受け取ってもらいたいと思っていることは、単語をそのために特に用いることによって、明示的に示されているわけではない。(12b) では、目的節の中味が、ある未知項に関する情報を求める問いかけであることを明示的に示す ask という語が用いられている。(12a) においては、疑問文という文法的な形式が用いられているのだから、それが問いかけを表しているのは明らかである、というように考えるのは、二重に不備である。問いかけは、疑問文の形を用いるとは限らないし、疑問文が、常に、問いかけを意味するとも限らないからである。

(13) (a) Let me ask you if you noticed anything odd about it.

(b) Can you lend me a dime please?

(13a) は、「問いかけ」を表し、(13b) は、「依頼」を表しているものである (Davison, 1975, p. 160; Green, 1975, p. 107)。

こういう方向に議論を進めてゆくと、いわゆる遂行分析 (performative a-

analysis) を含む言語行為論の全域が視野の中に入ってくることになるが、それらは、明らかに、本稿の範囲を越えるものである。が、モダリティーに関する問題を正当に扱うためには、それが、上で述べてきたような位置付けをされるものであることに、まず、留意しておくべきであろう。

3. モダリティーを示す諸表現 モダリティーを表現する形式が法の助動詞に限られているわけではない旨は、既に触れるところがあったが(→§2)、ここで、その概略を見ておくことにしよう。次の(14)に見られるのが、最も典型的なものである (Ganshina and Vasilevskaya, 1964, p. 198)。

- (14) (a) *Perhaps* he will come tomorrow.  
 (b) He is a very capable student, *to be sure*.  
 (c) They are ready, *I believe*.  
 (d) She was *evidently* fond of talking.  
 (e) *Possibly* you have already heard of the tragic end of his wife.

これらのうち、(b), (c) は、挿入句的に用いられる句を含むものであり、(a), (d), (e) は、Schreiber (1971) のいう法的副詞 (modal adverb) を含むものである。これらの挿入句や法的副詞に関しても、多くの問題があるが、議論に関しては、Schreiber (1971, 1972), Corum (1975), Quirk, *et al.* (1972, §§ 8. 82ff.) などを参照。

ここでは、むしろ、次の点に注意しておくことにしたい。先ず、モダリティーが副詞以外のものによって表されることもあるという点である。例えば、次の(15)における *certainly* によって示されるモダリティーは、次の(16)に見られる形容詞を用いた構文 ((a), (b), (c)) によっても、名詞を用いた構文 ((d)) によっても表すことができる。

- (15) *Certainly* he will win the prize.  
 (16) (a) It is certain that he will win the prize.  
 (b) I am certain that he will win the prize.  
 (c) He is certain to win the prize.  
 (d) There is a certainty that he will win the prize.

もちろん、perhaps, possibly, it is likely that . . . , I am sure that . . . などの形でモダリティーを表すのに用いられる語が、(15), (16) に示されるすべての型に生じうるわけではない。けれども、モダリティーを示すために用意され

ている言語形式が極めて多様なものであることは、既に明らかであろう。

モダリティーを示す言語的手段が二つ以上組み合わせられた形で用いられることもある。(17)は、副詞と法の助動詞が組み合わせられている例で、モダリティーの意味を、互いに強め合っていることになる。

(17) He may possibly come to the party.

これが、「下降+上昇」調で発音されると、さらに、「ことによると来るかもしれない。が、…」という疑念が付け加わることになる。そうなれば、外の言語的手段によって示されているモダリティー表現に対して、音調が、さらに、それは疑わしい、というモダリティーを、いわば、上からかぶせるように重ねる働きをしていることになり、モダリティーを担うものとしての音調が、モダリティー表現における階層の中で、最も上位にあるものではないかということをおもわせる。

以上、モダリティーを示す様々な言語形式を概観してきたが、特に留意すべき点が二、三ある。一つは、モダリティー表現が、文の特定の場所に生ずるといふふうにはなっていないということである。このことは、モダリティー表現が、特定の品詞と結びついているのではないということと相関的な関係をもっていると考えられる。第二に、モダリティー表現は、命題内容に対する話し手自身のコメントであるから、モダリティー表現は、文の他の部分とは、いわば、次元を異にするものであるにもかかわらず、表面的な構造においては、命題内容を表すのにあずかっている単語と同列に、言語の線形性というわくの中で並んでいるという事実である。このことは、モダリティー表現と命題内容表現とが、比較的はっきりした境界線をもっているかに見える *It is certain that...* のような構文についても同様である。*It...that...* 構文は、モダリティー専用のものではないし、また、それがモダリティーを担う構文として用いられた際も、モダリティー特有の音調を伴うというようなことはないからである。

モダリティーが単一の品詞や言語形式により、命題内容とは区別された形で表現されるわけではないということは、モダリティーに対する理解を、特に外国人の場合、困難にしていると考えられる。伝統的な文法や、学校文法との関係で言うなら、次の(18)におけるような各文が、いずれも、モダリティーに関係のある文であることに特に注意する必要があるということである (cf. Hofmann, 1966)。

(18) (a) Harvard is said to be quite a school.

- (b) John is believed to dislike singing.
- (c) John is rumored to be in France.
- (d) He seems to have moved away. (彼は転居したらしい。)
- (e) John appears to be stupid.

これらの文は、そのいわゆる知的意味において、(19)の(a)~(e)の文と、それぞれ、等価である。

- (19) (a) It is said that Harvard is quite a school.
- (b) It is believed that John dislikes singing.
- (c) It is rumored that John is in France.
- (d) It seems that John moved away.
- (e) It appears that John is stupid.

対応する(18)と(19)の文の知的意味が同じであるということは、それらが全く同じ意味であることを含意するものではない。主題 (theme)—記述 (rheme) の組み立て方、つまり、談話構造が異なるからである (cf. Halliday, 1967)。が、そういう談話構造的側面をおくとするなら、モダリティーを含む文は、基本的には、(19)の形を用いて表しうるものであると理解してよい。さらに、(18)の文の場合であれば、概略、対応する(19)の文の *that* 節の中の主語を、主節の *it* が占めている場所へ移動することによって得られるとするのが正しいと思われる。但し、理論的には、(20a)に対応する(20b)に示されているように、埋め込まれた文は、時制をもたないものであるとされる (cf. Chomsky, 1975, p. 86)。

- (20) (a) John seems to be a nice fellow.
- (b) Y seems [s John to be a nice fellow]

が、要するに、例えば、(18d)や(20a)におけるような不定詞を、その表面的な形において問題とし、それが形容詞的用法であるか、副詞的用法であるかというようなことを論じても、的外れであることは明白であろう。次の(21)のような場合、主語の *it* は、一見すると、はじめから、天候を示す非人称の *it* であるように思われる。

- (21) It seems to be raining outside.

が、実際は、(20)のような場合と平行的で、次の(22)における埋め込まれた非人称の *it* が主節の *it* のところに移動された結果得られたものと考えるべき

である。

(22) It seems that it is raining outside.

4. 法の助動詞におけるモダリティー もしも、一般に、モダリティーというものが、話し手の意図している命題内容に対する話し手自身のコメント、すなわち、命題内容とありうべき現実世界の状況との距離に対する判断や査定、であるのなら、それは、いわゆる法の助動詞にも当てはまるはずである。さらに、モダリティーを担う要素が、例えば、次の (23a) における *evidently* のような副詞であり、表面的には、述語動詞と結びついた形で用いられていても、モダリティー自体は、(23b) のような書き替えが可能であるとするなら、それは、法の助動詞の場合にも当てはまるはずである。

(23) (a) She was evidently fond of talking. (= (14d))

(b) It was evident that she was fond of talking.

(23a) と (23b) とのごとき対応関係が、*evidently* 以外の語、例えば、*likely*, *seem*, *appear*, *rumor*, *say* などの語を含むモダリティー表現の場合にも当てはまることも、既に見たとおりである (→ § 3)。

ここでは、法の助動詞全般にわたって、その分析を進めてゆくよりは、最も典型的な法の助動詞をいくつか取り上げ、法の助動詞全般に推し広げることができると思われる分析を進めてゆくことにする。よく知られているように、法の助動詞には、かなり明確に分けられる二種類の意味がある。*must* を例にとって示すなら、次の (24) の (a) と (b) によって示されている意味である。

(24) (a) You must be very careful.

(b) You must be very careless.

(24a) の *must* は、通例、「ねばならぬ」と訳され、(24b) の *must* は「にちがいない」と訳される。義務を示すとも言われる (24a) のような用法における助動詞の意味は、ルート意味 (*root meaning*)、あるいは、知的意味 (*cognitive meaning*) と呼ばれ、必然性の推量を示すなどと言われる (24b) のような用法における助動詞の意味は、法的意味 (*modal meaning*)、あるいは、陳述緩和的意味 (*epistemic meaning*) などと呼ばれる。本稿では、以下、これらを、それぞれ、コグニティブおよびエピステミックとして表すことにする。

もう一つだけ、*may* に関する例を挙げておくことにしよう。

(25) (a) "May I go?" (行ってもいいですか。)

“Yes, you may.” (はい、よろしい。)

(b) It may be true. (本当かもしれない。)

許可を示すと言われる (25a) はコグニティブの例であり、可能性を示すと言われる (25b) はエピステミックの例である。

もしも、いわゆる法の助動詞がモダリティを表すのなら、表面的な形においては定形動詞の形はとっていても、意味上は、外のモダリティ表現の場合と同様、命題内容と現実とのずれを調整し、通例、陳述の主張や断定を和らげる緩衝地帯としての役目を果たすものとして、例えば (23b) と平行的な形で言い替えることができるはずである。が、既に、ある程度明らかであるように、(24) の *must* と、(25) の *may* についてみると、このような言い替えを許すのは、それぞれのエピステミック的用法の場合、つまり、(b) の例に限られる。すなわち、(24b) と (25b) とは、それぞれ、次の (24') と (25') のように言い替えることができる。

(24') It is certain that you are very careless.

(25') It is possible that it is true.

が、(24a) と (25a) について、同じような言い替えをすることはできない。となれば、同じく法の助動詞の表す意味であっても、エピステミックな用法のものはモダリティを表すが、コグニティブな用法のものはモダリティを表さないということになる。つまり、法の助動詞が常に法的意味を表すわけではないということである。法の助動詞の用法が、すべて、法的意味のみを表しているのであれば、問題は比較的簡単なのであるが、そうでないところに、この問題の大きな困難点の一つがある。

すぐ問題になるのは、法助動詞のコグニティブな意味は、エピステミックな意味とどういう関係にあるのかということ、あるいは、そもそも、互いに関係づけることが可能な概念であるのかということである。関係づけることが可能であるというのは、両者に共通な面があるということでもあるが、それは何によって仲介され、何によって保証されているのか。こういう点については、改めて後述することにし、ここでは、しばしば、法助動詞のコグニティブな意味とエピステミックな意味とを区別する一般的原則としてあげられるものの一つについて付言するにとどめる。

それは、法助動詞のコグニティブな意味は主語指向的 (subject-oriented) であり、エピステミックな意味は話者指向的 (speaker-oriented) であるとするも

のである (cf. Ōta, 1972, p. 43)。エピステミックな意味が話者指向的であるという点は、既に触れるところもあったように、そのとおりであって、問題は無い。問題があるのは、コグニティヴな意味に関してである。先ず、コグニティヴな意味が主語指向的であろうと考えられる場合がないということはない。最も簡単な例として、次の (26) を見ることにしよう。

(26) He can swim.

これは、その知的意味において、次の (27), (28) と等価であるとしてよく、明らかに、コグニティヴな意味を表している。

(27) He is able to swim.

(28) He has the ability to swim.

(26) の can に含まれている意味は、話し手のコメントを示しているものではなくて、話し手が断言している命題内容の一部であろうということが、(27), (28) の言い替えが可能なことから分かる。しかも、(26) の can は、主語 He の能力を示しているものであるから、確かに、主語指向的であるといつてよい。次の (29) も、同様に、主語指向的である。

(29) He will drive Mary home. (彼がメアリーを家まで車で送ります。)

これは、(30) のような言い替えが可能である。

(30) He is willing to drive Mary home.

しかしながら、may や must になると、事情は異なってくる。次の (31) の例についてみることにしよう。

(31) (a) You must stop that noise. (そんな音を立ててはいけません。)

(b) You may come if you wish. (来たければ、来てでもいいですよ。)

これらの must や may はコグニティヴな意味をもつものであるが、主語指向的であるということではできない。(26) の can によって表される能力は、動作主である主語によって表されている人に本来的に備わっている特性であり、(29) の will によって表される自発性は、動作主である主語によって表されている人に本来的に備わっている特性であるということが出来るけれども、(31a) の must や (31b) の may によって表される義務とか許可は、動作主である主語によって表されている人に本来的に備わっている特性であるわけではなく、むしろ、ある行為に対する義務とか許可というのは、主語以外の人(特に話し手)の判断の特性であると考えられるからである。(31) の言い替えが、(28) や (30)

と異なって、(32)に示すように、受動態をとるのは故なしとしない (cf. Halliday, 1970, pp. 339, 349)。

- (32) (a) You are required to stop that noise.  
 (b) You are permitted to come if you wish.

(31)における表面上の主語 you は、いずれも、must, may のコグニティブな意味によって形造られる論理構造の中では、目的語の役割を担うものであるからである。

もちろん、(31)におけるコグニティブな must と may とは、言い替えをする場合、(32)のような形をとらなければならないということはない。例えば、(32a)は、次の(33)のように言い替えてもよい。

- (33) (a) It is necessary for you to stop that noise.  
 (b) You have to stop that noise.  
 (c) You are under an obligation to stop that noise.

けれども、義務とか許可のようなコグニティブな意味の場合、能力とか自発性のようなコグニティブな意味の場合と異なり、そのいわば起点ともいべきものが主語によって表される人以外のところにあり、主語によって表される人は、単に、着点を示しているにすぎないことは、依然として、明白であろう。もしも、主語指向的ということ、主語が、述部で示されている行為や状態とかかわりのあるものを示すという、やや緩やかな意味で用いるとするなら、(31)の must や may を含む文も、確かに、主語指向であるということが出来る。が、そうなると、主語指向という基準は、He may come to the party. とか、He must be careless. などにおけるエピステミック用法の may や must にも、全く同じように当てはまることになり、コグニティブな用法をエピステミックな用法から区別するための基準という意味を失うことになる。また、コグニティブな用法を一括して、主語指向的であると規定するのは、主語指向的という用語の中味をどのように規定するにしても、先に触れたような、論理上の能動型と受動型との区別を無視することになる恐れがある。コグニティブな用法を、主語指向的という一本のなわで処理しきれないことは明らかであると思われる。

5. 法の助動詞と否定 真の意味におけるモダリティを表すのは、コグニティブな意味で用いられている法の助動詞ではなく、エピステミックな意味で

用いられている法の助動詞であり、それは、命題の実現度に対する話し手の査定である旨を述べたが(→ §§ 3, 4)、もしも、モダリティーが実現度に対する査定であるのなら、それは必ずゼロよりは上の値をもっているはずである (cf. Halliday, 1970, p. 333)。実現度がゼロ、または、それ以下であるということはないからである。

とすると、エピステミックな用法の法の助動詞と否定辞が結びつくことはないということが予想される。そして、事実、そのとおりであると思われる。が、注釈を要すると思われる点が二つある。一つは、表面的な構造において、エピステミックな法の助動詞と *not* とが、隣り合って生ずることがないと言っているのではないということである。隣り合って生ずることがあっても、その *not* は、この場合、助動詞が表しているモダリティーを否定しているのではなく、そのモダリティーによって修正を受けるべき命題内容のほうと結びついている *not* であるということである。

このことは、*think* という動詞の否定と平行的であるように思われる。*think* というのは、「思考作用がある」(have one's mind at work—*POD*) という意味である。思考作用がなければ、*think* という語によって示される状態は成立しない。思考作用そのものは、プラスの値をもつ存在であって、マイナスの値をもつ非存在であることはない。マイナスであれば、動詞の *think* を用いることはできない。が、このことは、表面的な構造において、*think* が *not* と結びついて生ずることがないということの意味するものではない。生じても、その否定は、目的節の中に、本来的には、かかるということである。変形操作の一つに、否定要素搬送変形 (Neg-transportation) の名で呼ばれるものがあり、次の (34) の (a) と (b) とが、知的意味において同義の場合があるとするのも、上のように考えるとき、はじめて、説明が与えられることになるのであると思われる。

- (34) (a) I don't think that John came.  
 (b) I think that John didn't come.

(34) には、もう一つの意味があるとされるが、それは、正しくは、(35) のようにパラフレーズされるべきものであると思われる。

- (35) I think that it is not the case that John came.

同じ論法でゆけば、次の (36) のように、否定辞が、主節と従節の両方に含まれている場合も、(37) の形でパラフレーズするのが正しいと思われる。

(36) I don't think that John didn't come.

(37) I think that it is not the case that John didn't come.

一見、think が否定されているように思われる場合でも、そのパラフレーズにおいては、think が否定されていない形が可能であることに注目すべきであると思われる。

エピステミックな用法の法助動詞の場合も同様であることは、次の(38)と(39)の例にみるとおりである。

(38) (a) He may not know.

(b) He may [not know].

(c) It is possible that he doesn't know.

(彼は知らないのかもしれない。)

(39) (a) He may not have left yesterday.

(b) He may [not have left yesterday].

(c) It is possible that he didn't leave yesterday.

(昨日出掛けたのではなかったかもしれない。)

(38a)と(39a)のmayは、いずれも、エピステミックな用法であり、(b)における角括弧は、notがmayと直接的に結びついているのではないことを示し、(c)は、notが、モダリティと直接的に結びついているのではないことを、パラフレーズによって示したものである。

他方、コグニティブな用法の法の助動詞には、エピステミックな用法の法の助動詞に関して述べたような制限はない。その助動詞の意味内容と否定辞が結びつくことはないという制限はない。したがって、否定辞は、コグニティブな法助動詞と直接結びつくことが可能である。と同時に、それが、後続する動詞と結びつくことが禁止されるべき理由もないのであるから、後続する動詞と結びついている例も可能なはずである。そして、事実、コグニティブな法助動詞の場合には、これら二つの用法がみられる。

まず、次の(40)と(41)とは、否定辞が、コグニティブな法助動詞と結びついている例である。

(40) (a) You may not come.

(b) You [may not] come.

(c) You are not permitted to come. (あなたは来てはいけません。)

(41) (a) He cannot swim.

- (b) He [cannot] swim.  
 (c) He is not able to swim.

各組の (b) の角括弧は、not が法の助動詞と結びついていることを示し、(c) のパラフレーズは、否定がコグニティブな法の助動詞の意味と結びついていることを示している。これと対照的に、次の (42), (43) は、not が、後続する動詞を否定している例である。

- (42) (a) You must not go.  
 (b) You must [not go].  
 (c) You are required not to go.  
 (43) (a) You can not go.  
 (b) You can [not go].  
 (c) You are allowed not to go.  
 (あなたは行かなくてもいいですよ。)

(42b) の角括弧は、「あなたは行かないということを義務としてもっている」という意味であることを示している。(43a) は、(43c) の意味である場合、角括弧で示せば、(43b) のようになるということである。

今度は、逆に、(44) の文が与えられたとし、その意味を求めるという角度から検討を加えてみることにしよう。

- (44) He may not come.

理論上は、この文は、3 とおりに解釈できるはずである。エピステミックな意味で用いられることがあり、その場合、否定は、命題内容と結びつく。これは、(45a) のようにパラフレーズすることができる。

- (45) (a) It is possible that he will not come.

次に、(44) は、コグニティブな意味で用いられることがあり、その場合、否定は、法の助動詞と結びつくこともできるし、後続する動詞と結びつくこともできるはずである。これらは、それぞれ、(45) の (b), (c) のようにパラフレーズすることができる。

- (45) (b) He is not allowed to come.  
 (c) He is allowed not to come.

事実、(45a, b, c) の読みは、いずれも、不可能ではない。ただ、(45c) の読みであるためには、(44) は、not の前に、特別な強い休止を置く必要がある (Quirk

*et al.*, 1972, p. 385, Note)。また、(44)の文を示されて、最も普通の読みは何かと問われるなら、(45a)であるということになるであろう。

このことは、一般論として、法の助動詞には、確かに、様々な用法がみられるけれども、部分的には、一種の分業のごとき現象の存在していることを思わせる。例えば、(45b)や(45c)の意味の場合、文脈や場面から、これらの意味であることが明白なときには、(44)のように *may* を用いてもよいが、特別な場面的状況なしに(44)を用いるとき、(44)は(45a)の意味に専用するという傾向である。特別な文脈というほどのことはなくとも、主語が二人称の場合(例えば、*You may come in.*)とか、一人称の疑問文の場合(例えば、*May I come in?*)とかであれば、*may* が「許可」以外の意味に解される可能性はゼロに等しいので、その使用に対する制限はないことになる。しかし、そういう場合でも、ややくだけた言い方では、*can* を代わりに用いるという余地は残されている。

このような分業的傾向は、*must not* の場合、いっそう明らかであるように思われる。例えば、(46)の例についてみることにしよう。

(46) *You must not do it.*

(45)の例とパラレルに考えてゆくと、(46)は、(47)に示すように、理論上は、3とおりの解釈が存在しうるはずである。

- (47) (a) \**You must [not do it].* [エピステミック]  
 (b) *You must [not do it].* [コグニティブで否定は動詞と結びつく。]  
 (c) \**You [must not] do it.* [コグニティブで否定は助動詞と結びつく。]

英語に(47a)、(47c)の解釈がないのは考えてみれば不思議である。が、(47a)の解釈が成立しえないのは、*do* という動詞に責任があるので、これについてはすぐ後で触れる。(47c)の意味には、(48)の形が用いられる。

(48) *You needn't do it.*

既にあげた二つの例、すなわち、(43b)と、(45c)の意味における(44)とを、便宜上、(49a)および(49b)として示すなら、これらが、(48)と同様、*needn't* を用いて示しうるものであることも明らかであろう。

- (49) (a) *You can [not go].* (= *You needn't go.*)  
 (b) *He may [not come].* (= *He needn't come.*)

つまり、needn't という、法の助動詞の体系の中では、周辺の、あまり明確ではない位置づけを与えられている語の機能は、must や may や can のような、法助動詞の体系の中核をなしている語の用法が多岐にわたらないように、いわば、裏から支えることにあるのではないか。上の例で言うなら、(47c), (49a), (49b) のような must, can, may の用法の一部をもらいうけ、これら中心的な法助動詞の用法を「きれいな形」に保つことにあると考えることができるのではないかと思われる。(need が周辺のものであることについては、Hornby, 1954, §8 などを参照。)

上で (47a) の形が生じえないのは、do という動詞に責任があったとした。やや先回りをして言えば、エピステミックの must とともに用いられるのは、状態動詞 (stative verb) が典型的なものである。そこで、(47) の動詞を be に変え、次の (50) の例を簡単にみておくことにしよう。

(50) You must not be careless.

(47) の場合と平行的に考えると、(50) は、少なくとも理論的には、(51) に示す 3 つの解釈ができてよいはずである。

(51) (a) \*You must [not be careless]. [エピステミック]

(b) You must [not be careless]. [コグニティブで否定は動詞と結びつく。]

(c) \*You [must not] be careless. [コグニティブで否定は助動詞と結びつく。]

この場合も、(51a) で意図されている意味内容、すなわち、「あなたは不注意でないにちがいない。」という意味は、(52) の形によって示される。

(52) You can't be careless.

この形の文の解釈については、次節で改めて述べることにする (→ §6)。 (51b) の型については既に触れる折があったが (→ §0; (42))、「不注意であってはならない」というのは、「不注意でなくあることを義務としてもつ」ということであり、(50) の自然な解釈は、(51b) に限られることになる。(51c) の意味、すなわち、「不注意であることを義務としてもたない」、「不注意であるには及ばない」という意味内容は、(53) の型によって示されるからである。

(53) You needn't be careless.

つまり、理論上は、3 とおりにあいまいでありうる (46) の形が、ほとんど唯一

的に解釈されるのは、可能な二つの意味を、*can't* と *needn't* とに、いわば、肩代わりしてもらい、それだけ、分業化、あるいは、機能負担量の平均化が行われているとみることができると思われる。

6. 「...のはずがない」について 既出 (52) の型の文を (53) として示し、その意味解釈について考えることにしたい。

(53) You can't be serious. (まさか本気じゃないでしょう。)

(53) のような文は、(54) のようにパラフレーズされることが多い。

(54) It is not possible that you are serious.

Quirk, *et al.* (1972, p. 384) がそうであり、Leech (1971, p. 87) がそうである。このパラフレーズの仕方には、いろいろ問題になることがからんでいるが、まず、(53) の *can* がコグニティブとエピステミックのいずれであるかというなら、それは、間違いなく、エピステミックな用法である。そうすると、前節 (§5) でみたように、そこに含まれている *not* は、命題内容を否定するものであって、法の助動詞にかかるものではないはずである。にもかかわらず、(54) は、モダリティーの否定を示すパラフレーズの形をしている。

もしも、前節における主張を保持しようとするれば、否定が命題内容と結びついているパラフレーズが必要である。それは可能であろうか。可能である。次の (55) に示す二つの形がそれである。

(55) (1) It is certain that you are not serious.

(2) Surely you are not serious.

事実、(54) と (55) の二つの文は、等価の関係にある。論理的な可能性 (possibility) の概念と、必然性 (necessity) の概念との間には、否定辞 *not* を介して等位関係が成立するからである (Leech, 1974, pp. 116, 166; Leech, 1971, p. 74; Halliday, 1970, p. 333)。そうすると、(53) のパラフレーズとして、(54) と (55) とは、等価であることになり、(53) の意味内容を、ともに正しく表していることになる。

そうであるなら、(54) と (55) のうち、どちらがより好ましいかという、それは、(55) の形であることになる。モダリティーの表現は、法の助動詞を用いている場合も、形容詞や副詞を用いている場合も、命題内容が肯定であると否定であるとを問わず、一律に扱うことができ、しかも、否定のモダリティー

というものは存在しないという一般化を守ることが可能となるからである (cf. Halliday, 1970, p. 333)。このことは、次の (56) と (57) とを比較するとき、明らかであろう。

- (56) (a) It may be true.  
 (b) It is possible that it is true.  
 (57) (a) It may not be true.  
 (b) It is possible that it is not true.  
 (c) It is not certain that it is true.

(56) と (57) の *may* は、いずれも、エピステミックな用法であり、(a) のパラフレーズとして、(b) を用いるなら、(56b) と (57b) との間にみられる平行性が得られるが、(57c) を用いると、その平行性は得られないからである。

上で述べてきたように、*can't* を *must* の *must* [not V...] という形のエピステミック用法を肩代わりしているのものであると考えると、可能性 (possibility) を表すエピステミックな用法の *can* と、エピステミック用法の *can't* との関係が改めて問題となってくる。次の (57) は、Quirk, *et al.* (1972, p. 97) から借用したエピステミックの *can* の例である。

- (57) (a) Anybody can makes mistakes. (だれだって間違えることはあるさ。)  
 (b) The road can be blocked. (その道路は封鎖しうる。)  
 (=It is possible to block the road.) [theoretical possibility]  
 (c) Cf. The road may be blocked.  
 (その道路は封鎖されているかもしれない。)  
 (=It is possible that the road is blocked.) [factual possibility]

同じ用例は、Leech (1971, p. 76) にもあり、そこで Leech が与えている (57b) に対するパラフレーズは (58) である。

- (58) It is possible for the road to be blocked.

この (58) をさらに (59) として、Leech は言い替えている。

- (59) It is possible to block the road.

さらに、Leech は、(57b) が用いられるかもしれない場面を想定して、次の (60) の説明を与えている。

- (60) The road can be blocked by police ('and if we do this, we might

intercept the criminals'—said by one detective to another).

なお、(57c) に対して Leech が与えているパラフレーズは、(61) である。

(61) It is possible that the road is blocked = Perhaps the road is blocked.

これらのパラフレーズにおいて著しいのは、結論的に言う、いわゆるエピステミックの *can* が帯びているコグニティブ用法の色彩である。まず、(58) のパラフレーズにみられる *it is possible for...to* という型の構文は、モダリティーを示すものではなく(エピステミック用法ではなくて)、コグニティブな「能力」(capability) を示すものである (cf. Halliday, 1970, pp. 331, 346)。だれの能力かという、対応する能動文の動作主である。それは、明示されていることもあれば、ないこともある。(60) におけるように、*police* であるとも、さらに間接的には *if we do this* の *we* であるともみることができる。

肯定平叙文における *can* の、エピステミック的色彩の強い用法は、*may* によって表されるエピステミック用法に比し、その守備範囲は、極めて限られている。結論的に言えば、*can* のエピステミック用法というのは、(57a) や、*A friend can betray you.* (Leech, 1971, p. 77) に見られるような一般論的陳述 (general statement) あるいは、表面的な主張が、(57b) や、*It can be true. / Prices can go up again.* (=11a) のように、無生物である場合に、主として、用いられるように思われる。それは、*can* のコグニティブな用法、すなわち、その主語に帰せられるべき内在的能力に直接言及する用法が、典型的に認められにくい場合に限られているのではないかと思われる。が、これは無生物に「能力」があると断定するのが、はばかれるからであるにすぎないように思われる。

「能力」の代わりに、「潜在的エネルギー」というようなことを考えるなら、*can* の肯定・平叙文におけるエピステミック用法は、その限りで、コグニティブ的であると考えられるのではないかと思われる。むしろ、コグニティブの *can* の用法、通例「能力」を表すと言われている用法も、むしろ「潜在的エネルギー」、あるいは「潜在的能力」と考えるべきであろう。*be able* は、これに対し、「現前的能力」ともいうべきものである。次の (62) のような例において、*can* と *is able to* とを入れ替えると、文意がおかしくなるのも、そのためであると考えられる。こういう例における *can* が「能力」を示しているのか、(57a) と同じく「可能性」を示しているのか、判定は容易でないこと

にも注意すべきであろう。

(62) Any fool can paint a picture, but only a wise man is able to sell it.

また、未来時や過去時において、can の代用として be able to が用いられるのは、仮定要素の入ってくる未来時と、確定的色彩の強い過去時においては、be able to と can とを、理論的に、それらの時点に、いわば、移動したときに生ずると考えられる差が、ほとんどなくなるからであると考えられる。will be able to においては、be able to の「現前的能力」は、will と結びつくことによって「潜在的な能力」により近くなり、was able to においては、たとい can を平行移動的にこの文脈で用いたとしても、can のもつ「潜在的な能力」は、単なる仮定でない限り、「現前的」に近づく可能性が大きいからである。

けっきょく、エピステミックに用いられる can は、must [not...] の肩代わりとして用いられる can't の形と、恐らく、その同類としてよい疑問文における can の形とが典型的なものであり、肯定・平叙文における can のエピステミック用法は、あるとしても、周辺的なものと考えてよいのではないかと思われる。

7. モダリティーの否定と否定のモダリティーについて モダリティーというのは、命題内容の実現度に対する話者の査定であり、実現度を示すものである限り、それは必ずプラスの値をもつもので、それ自体が否定表現で生ずることはない旨を述べてきた(→§5)。これは、否定のモダリティーはないということで、法の助動詞について言えば、それがエピステミックな意味で用いられている限り、それは純粹なモダリティーの表現であり、それが否定の形で生ずることはないということであった。従来の文法、例えば、Quirk *et al.* (1972, p. 384), Leech (1971, p. 87), Ōta (1972, p. 56) などでは、エピステミックな用法のものも、コグニティブな用法のものも、ともに、否定の形をとって生ずるという前提に立って記述を進めており、どういふ場合に、その否定辞が命題内容と結びつき、どういふ場合に、助動詞と結びつきうるのか、という一般化が得られていなかった。

われわれは、Halliday (1970, p. 333) とともに、すべてのモダリティーはプラスの値であり、したがって、エピステミックな法の助動詞自体が否定の形をとることはないとしてきた。が、すぐ生じてくる問題がいくつかある。例えば、

まず、次の (63) の (a), (b), (c) が知的意味において等価であり、その (a) と (b) とがモダリティーの表現であるのなら、(c) もモダリティーの表現であるはずで、もしそうなら、(c) の場合、not は主節にあるのだから、モダリティーの否定があるということになるのではないかという問題がある。

- (63) (a) You can't be serious. (= (53))  
 (b) It is certain that (=Certainly) you are not serious.  
 (c) It is not possible that you are serious.

結論的に言うと、(63c) は、モダリティーの表現であり、また、確かに、否定辞が、possible にかかる形となっているが、これは、モダリティー表現に否定が結びついているものであって、否定のモダリティーを表している例ではない。モダリティーの否定であって、否定のモダリティーではない。(63c) を (64) のように書き換えると、このことは、いっそう明白であろう。

- (64) It is not the case that it is possible that you are serious.

問題は、(63a) と (63c) が同じくモダリティーを表しているといっても、(63c) のモダリティーが、いわば、客観化され、分節化された明示的表現をとっているのに対し、エピステミック用法の法の助動詞を用いて表されているモダリティーは、それ自身が、モダリティー表現であって、その、いわば、内側に否定辞が入り込んで結びつくということとはありえないということである。エピステミック用法の法の助動詞と not とが結びつくというのは、原理的にありえないことであり、(63a) のパラフレーズとして、(63c) でなく、(63b) のほうをとるべきであるとしたのも、この理由による。

これに反して、次の (65) の形は、原理的に不可能であるわけのものではない。

- (65) \*You must [not be careless]. [エピステミック] (= (51a))

したがって、これにアスタリスクを付けたのは、むしろ、やや行きすぎである。実際は、使用されることがまれであるというにすぎない。むしろ、(65) の形は、ちょっとしたはずみがあれば、いつ出会ってもおかしくない形であり、[can not] be serious の形のエピステミック用法が体系上の空白 (systematic gap) であるとするなら、must [not be careless] のエピステミック用法は偶然の空白 (accidental gap) であるとしてよい。事実、Huddleston (1969, p. 174) には、(66a) の形が挙げられており、Halliday (1970, p. 341) には、(66b) の形が挙げられている。

- (66) (a) He mustn't have known. (=He can't have known.)  
 (b) He must not be here. (=Apparently he isn't here.)  
 (ここにはいないんじゃないか。)

また、Boyd-Thorne (1969, p. 69) は、次の (67) の形を、不可能ではないとしている。

- (67) They must not be married. (彼らは結婚していないにちがいない。)

ただ、注釈を加え、(67) の形は、固苦しい (stilted) であり、(68) の形がもっと自然な形として用いられるが、その肯定形は、(69a) ではなくて、(69b) であると述べている。

- (68) They can't be married.  
 (69) (a) They can be married.  
 (b) They must be married.

もう一つ問題となってくるのは、エピステミックな用法の法の助動詞と、not とが結びついた形で生ずることは、決してないのかという問題である。結論的に言うと、絶対はないということはない。Halliday (1970, p. 333, fn. 14) から、(70) の例を借り、簡単な考察を加えることにしよう。

- (70) John must be very worried—well, no he mustn't, but he may be.  
 (ジョンは、きっと、ひどく悩んでいることだろう—うん、いや、きっとということはないな、ことによると、だ。)

この場合の否定辞は、前の文で must を用いたこと、あるいは、must によって表される判断をしたこと、を否定しているのであり、must という語の使用が適切でないことを示しているのである。したがって、依然として、否定のモダリティーの例ではないことになる。次の (71) の例も、Halliday (1970, p. 333, fn. 14) からの借用である。

- (71) A: John might be pleased. (ひょっとするとジョンのやつ喜ぶぜ。)  
 B: No he mightn't. (さあ、ひょっともどうか。)

Halliday によれば、A の might は、unlikely but possible (あまり期待はできないが、確率ゼロというのではない) の意であり、その否定である B の might は、「ただ単に unlikely but possible であるのではなく、その possible ということもないのではないか」の意であるという。こういう mightn't における might は、相手の might につられて、いわば、その場の間髪を入れられない受け

答えの中でのみ生じうるものであり、相手の *might* という語の使用に注釈をつけ、それはふさわしくないのではないかと主張しているものである。

【付記： いわゆる法の助動詞にかかわる時制の問題、態の問題、複合時制の問題、主語の問題、あいまいさの問題などについては、稿を改める予定である。】

## REFERENCES

- Boyd, J. and J. P. Thorne (1969). 'The semantics of modal verbs', *Journal of Linguistics* 5: 57-74.
- Chomsky, N. (1972). *Studies on semantics in generative grammar*. Mouton.
- Chomsky, N. (1975). *Reflections on language*. Pantheon Books.
- Cole, P. and J. L. Morgan (eds.) (1975). *Syntax and semantics*. vol. 3. Academic Press.
- Corum, C. (1974). 'Adverbs . . . long and tangled roots', *Papers from the tenth regional meeting, Chicago Linguistic Society*, pp. 90-102.
- Corum, C. (1975). 'A pragmatic analysis of parenthetical adjuncts', *Papers from the eleventh regional meeting, Chicago Linguistic Society*, pp. 133-141.
- Davison, A. (1975). 'Indirect speech acts and what to do with them', Cole and Morgan (eds.) (1975), pp. 143-185.
- Diver, W. (1964). 'The modal system of the English verb', *Word* 20: 322-352.
- Ehrman, M. (1966). *The meanings of the modals in Present-day American English*. Mouton.
- Feldman, C. F. (1974). 'Pragmatic features of natural language', *Papers from the tenth regional meeting, Chicago Linguistic Society*, pp. 151-160.
- Ganshina, M. A. and N. M. Vasilevskaya (1964). *English Grammar*. Ninth edition revised. Higher School Publishing House.
- Green, G. M. (1975). 'How to get people to do things with words', Cole and Morgan (eds.) (1975), pp. 107-141.
- Halliday, M. A. K. (1967). 'Notes on transitivity and theme. Part 2', *Journal of Linguistics* 3: 199-244.
- Halliday, M. A. K. (1970). 'Functional diversity in language as seen from a consideration of modality and mood in English', *Foundations of Language* 6: 322-361.
- Hofmann, T. R. (1966). 'Past tense replacement and modal system', NSF 17. Also in J. D. McCawley (ed.) (1976), *Syntax and semantics*. vol. 7. pp. 85-100.
- Hornby, A. S. (1954). *A guide to patterns and usage in English*. Oxford University Press.
- Huddleston, R. D. (1969). Review of Ehrman (1966), *Lingua* 23: 165-176.
- Joos, M. (1964). *The English verb*. The University of Wisconsin Press.
- Leech, G. N. (1971). *Meaning and the English verb*. Longman.
- Leech, G. N. (1974). *Semantics*. A Pelican Original.
- Ōta, A. (1972). 'Modals and some semi-auxiliaries in English', *The ELEC Public-*

ations, vol. 9, pp. 42-68.

Palmer, F. R. (1965). *A linguistic study of the English verb*. Longmans.

Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech, and J. Svartvik (1972). *A grammar of Contemporary English*. Longman.

Schreiber, P. (1971). 'Some constraints on the formation of English sentence adverbs', *Linguistic Inquiry* 2: 83-101.

Schreiber, P. (1972). 'Style disjuncts and the performative analysis', *Linguistic Inquiry* 3: 321-347.

Searle, J. R. (1970). *Speech acts*. Cambridge University Press.